

# IASB－「連結プロジェクト」 の状況について

IASB 客員研究員（ASBJ 専門研究員） ますやま としかず  
**増山 俊和**

## I. はじめに

筆者は、2009年2月から1年10か月の予定で国際会計基準審議会（IASB）へ客員研究員として出向し、国際財務報告基準（IFRS）の基準開発に従事している。

筆者は、「IASB及び米国財務会計基準審議会（FASB）のグローバルコンバージェンスに向けた覚書」（MOU）に含まれるプロジェクトの1つである連結プロジェクトに参画している。

連結プロジェクトは、2008年12月18日に公開草案第10号「連結財務諸表」（ED10）を公表し、その後も継続して審議が進められている。

現在のワークプランでは、連結の支配及び開示に関する部分については、2010年第4四半期に最終基準の公表が予定されている。

後述するとおり、投資会社にかかる部分については連結の他の部分とは切り離して、2011年第2四半期に最終基準の公表が予定されている。

連結の支配及び開示に関する部分については、公開草案から内容に変更がなされる予定だが、公開草案の再公表という形はとらずに、2010年8月（本稿執筆時点での予定。現在のドラフトの進捗から考えて8月末～9月上旬公表の可能性が高いと考えられる）にIASBのウェブサイトに作業草案（Working Draft）として公表

する予定である。

本稿では、直近の連結財務諸表にかかる議論のうち、公開草案から大きく変更があった部分を中心に主なものの概要を簡単に紹介したいと考えている。

なお、意見にわたる部分は筆者の私見である。

## II. 最近の連結プロジェクト議論の概要

連結プロジェクトでの議論は、大きく分けて連結における支配概念、開示、投資会社に対する連結除外の3つの議論が行われている。

このうち投資会社に対する連結除外については、公開草案では触れられていなかったものであり、大きな変更であるといえる。

## III. 投資会社（Investment Company）に対する連結除外

新しい連結基準において、投資会社の連結にかかる例外処理が認められることが、IASB会議で暫定的に決定された。

会社が投資会社に該当する場合、連結範囲の例外として、その保有し支配するすべての投資を公正価値で測定しなければならないというものである。

米国基準においては既に存在する規定だが、従前の IFRS では認められていなかったものである。

#### (投資会社の定義)

投資会社は、以下のすべての基準を満たす会社をいうとされている。

- 明確な事業目的：投資会社の明確な事業目的は、収益、資本増価、又はその両者を求めて投資活動を行うことである。
- 出口戦略：投資会社は、投資を回収するための識別された潜在的な出口戦略及びあらかじめ決められた期間を有している。
- 投資活動：企業の実質的なすべての活動が、収益、資本増価、又はその両方を求める投資活動である。企業及びその関連会社は、他の投資家又は非投資会社と無関係な当事者が入手不能な非投資会社からの便益を獲得してはならない。
- 単位所有持分：企業の所有持分が、投資単位によって表象されている。
- 資金のプール：企業の所有者が、集団として専門的な投資管理を活用できるように所有者の資金がプールされている。
- 公正価値：すべての投資が公正価値によって管理され、その業績が評価されている。
- 報告企業：投資会社は報告企業でなければならない。
- 金融負債：投資会社の被投資企業への資金の提供者は、当該企業の他の被投資企業直接の請求権を保有してはならない。

#### (他基準との関係)

上記の変更を受けて、国際会計基準 (IAS) 第 28 号「関連会社」及び IAS 第 31 号「ベンチャー・キャピタル」の基準において、範囲からの除外事項として指定されている「ベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び投資連動型保険ファンドを含む類似の企業」を、「投資会社」に置

き換えることが暫定的に決定されている。

これによって現在の IAS 第 28 号及び第 31 号の範囲が若干変わる可能性がある。

なお、投資会社はその保有する関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資を公正価値で測定しなければならない。

#### (投資会社の親会社のケース)

投資会社の親会社が、投資会社に該当しないケースでは、親会社の連結財務諸表では子会社の投資会社の例外規定は適用されず、原則すべての子会社を連結することになる。

## IV. 支配概念

これまでの IASB における議論で、支配及びパワーについては、以下のとおり暫定的に合意がなされている。

支配とは、自らのためにリターンを生み出すように、他の企業の活動を指示する報告企業のパワーである。

報告企業がリターンに重要な影響を与える活動を左右する現在の能力を有している場合に、他の企業の活動を左右するパワーを有していると考えられる。

企業は、異なる方法で他の企業の活動を左右するパワーを有することができる。議決権で支配される企業において、議決権の過半数を保有することもそのうちの 1 つと考えられる。

潜在的議決権について、上記のパワーを評価する際に考慮しなければならない。

代理人関係において、すべての事実及び状況 (例えば、当事者の意思決定権限、報酬の形式やその他の関与から受け取るリターン、解任権や類似の参加権等) を考慮して、意思決定者が代理人は又は本人かを決定しなければならない。

## V. 開示基準

### (包括開示基準の新設)

現在の IFRS では、連結、関連会社、ジョイント・ベンチャーの開示に関する項目はそれぞれ別個の基準において扱われている。

直近の公開草案である第9号「ジョイント・ベンチャー」及び第10号「連結財務諸表」においても同様に個別に開示が扱われているが、両者の開示には類似する点や重複する点があるため、これをまとめて包括的な開示基準を新設することが IASB 会議で暫定的に決定されている。

### (連結の開示原則)

現時点で IASB ボード会議にて暫定合意されている、連結の一般開示原則は、以下の内容が理解できるような情報を開示するというものである。

- 連結グループの構成（変更を含む）。
- 将来キャッシュ・フローを生成するために、非連結企業の資産及び資源へアクセスできる、又は利用することができる報告企業の能力に対する重要又は非経常的な法律上、契約上又は規制上の制約の影響。
- 報告企業のほかの企業への関与に関連するリスクの性質及びその変動、ならびに、それらのリスクがどのように将来キャッシュ・フローに影響するか。

### (開示目的のリスト)

また、開示基準に開示目的のリストを含めることが IASB 会議で暫定的に合意されている。報告企業は、財務諸表の利用者が以下の点の理解に資する情報を開示しなければならない。

- 報告企業が他の企業を支配しているかどうかの決定、及び仕組企業（Structured entity）への報告企業の関与の決定に対して、報告企業が行った重要な判断及び前提。

- 非支配持分がグループの活動に対して有している持分。
- グループ内のどこで資産又は負債が保有されているかによって制限がある場合には、資産へのアクセス及び利用、又は連結企業の負債の決済に関する報告企業の能力への制限の影響。
- 報告企業の連結している仕組企業の支配又は非連結の仕組企業への関与に関連するリスクの性質及びその変動。

### (非連結仕組企業の開示)

開示すべき非連結の仕組企業への関与とは、どのように定めるかが公開草案時点から議論になっていたが、以下のとおり暫定的に合意がなされた。

報告企業が非連結仕組企業のリターンの変動にさらされている場合に、報告企業は、開示すべき関与を非連結仕組企業に対して有していると考える。

## VI. おわりに

連結基準については、前述したとおり、特に支配及び開示に関する項目（投資会社の規程以外）は8月末から9月初旬にかけて IASB ウェブサイトで作業草案（Working Draft）として公表される予定である。

誌面の都合もあり、本稿では、ほんのさわりの部分しかご紹介できていないが、ご興味のある方はそちらをご覧ください。

また、投資会社にかかる連結除外の規程は、ED10の内容から大きく変更されたものであるため、新たに公開草案の対象とされることとなっている。

公開草案の公表は2010年第4四半期と予定されており、その後2011年第2四半期に最終基準の公表を予定している。